Fund Report

グローバル株式ファンド
愛称 The GDP

販売用資料
2026年11月6日

運用状況と今後の見通しについて

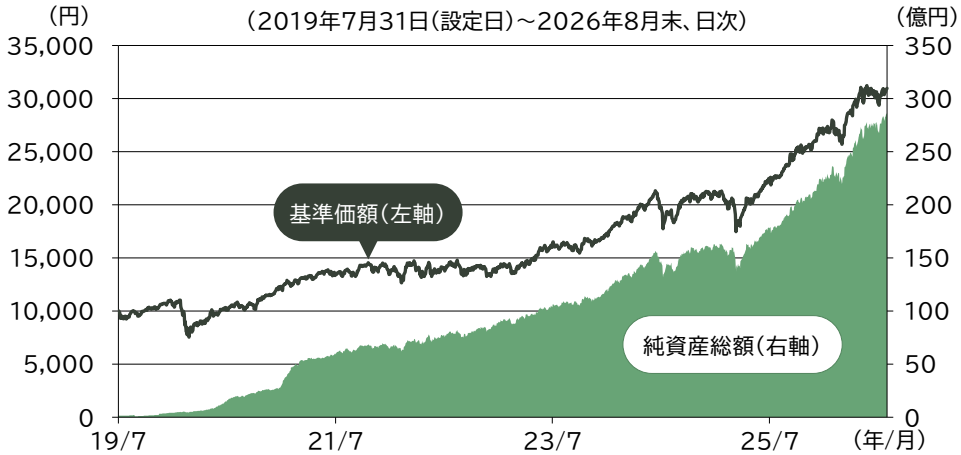
※当レポートは、2026年10月13日発行のレポートに、当ファンドの同年11月6日付約款変更の内容を7ページ以降に追記し、再発行したものです。

- 本ファンドレポートでは、「グローバル株式ファンド《愛称：The GDP》」（以下、当ファンド）の運用状況と今後の見通しなどについて主要投資対象ファンド（世界株式ファンド（適格機関投資家専用））の運用会社である三井住友トラスト・アセットマネジメントの見解をもとにご説明します。

当ファンドの運用状況

設定来の基準価額と純資産総額の推移

（2019年7月31日（設定日）～2026年8月末、日次）



（2026年8月末現在）

基準価額		30,974円
騰落率	設定来	209.7%
	年率	17.3%
純資産総額		286.4億円

※基準価額は信託報酬控除後です。
※ファンドの騰落率は、基準価額を使用しており、実際の投資者利回りとは異なります。
※騰落率（年率）、は騰落率（設定来）をもとに年率換算したものです。
※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

運用状況の振り返りと今後の見通しについて

■ 運用実績

当ファンドの基準価額は設定来、世界経済の成長とともに上昇してきました。
設定日の2019年7月末から、基準価額は約3倍に上昇しています。日本、先進国（日本を除く）、新興国の株式はいずれも堅調に推移しました。
2026年1月から8月末にかけては、日本、先進国、新興国がそろって上昇し、基準価額も上昇しました。先進国では、米国のAI（人工知能）・半導体関連銘柄の上昇に加え、欧州株の持ち直しが支えとなりました。3月には中東情勢の緊迫化による原油価格の急騰やインフレ再加速への警戒から一時下落しましたが、米国とイランの暫定的な停戦合意を受けてリスク選好が回復し、主要株価指数が反発しました。新興国では、AI関連需要を背景に、台湾のTSMC（台湾セミコンダクター）や韓国のサムスン電子、SKハイニックスなど半導体関連株が大幅に上昇し、相場を牽引しました。日本では、高市政権による財政拡張、成長戦略への期待から、幅広い業種が上昇しました。

■ 今後の経済見通し

今後も世界経済の拡大が続くと見込んでおり、世界の株式に投資をおこなう当ファンドの基準価額もその恩恵を享受できると考えています。
米国では、中東情勢を巡る不透明感が残るものの、AI関連投資や底堅い個人消費に加え、中間選挙に向けた経済政策が景気を下支えし、中長期的な成長が期待されます。欧州では、エネルギー価格の上昇を背景に利上げ観測が高まっていますが、防衛・インフラ投資が成長を下支えすると見込まれます。新興国では、中国は減速しつつも輸出や景気対策が下支えするとみています。また、AI関連需要の拡大を背景に、韓国と台湾の半導体輸出が堅調に推移し、経済成長を牽引すると見込まれます。日本では、原油価格の上昇が逆風となるものの、設備投資や政府の経済対策が支えとなり、緩やかな成長が続くとみています。

■ 運用方針

今後も、日本、先進国、新興国の株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用をおこないます。基本組入比率は、日本、先進国、新興国のGDP*（国内総生産）総額の比率にもとづき決定します。なお、基本組入比率は年1回見直しをおこないます。＊国内総生産（Gross Domestic Product）の略称。国全体の経済規模を測る指標の一つ。

※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

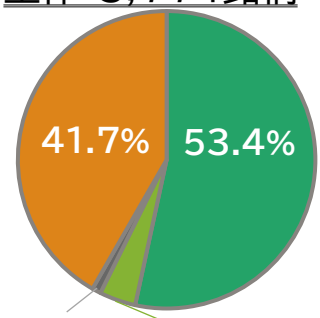
当資料のお取扱いについては6ページのご留意事項をご覧ください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

主要投資対象ファンドの運用状況

組入比率
（2026年8月末時点）

全体：3,774銘柄



新興国株式 1,033銘柄
新興国株式インデックス マザーファンド
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出

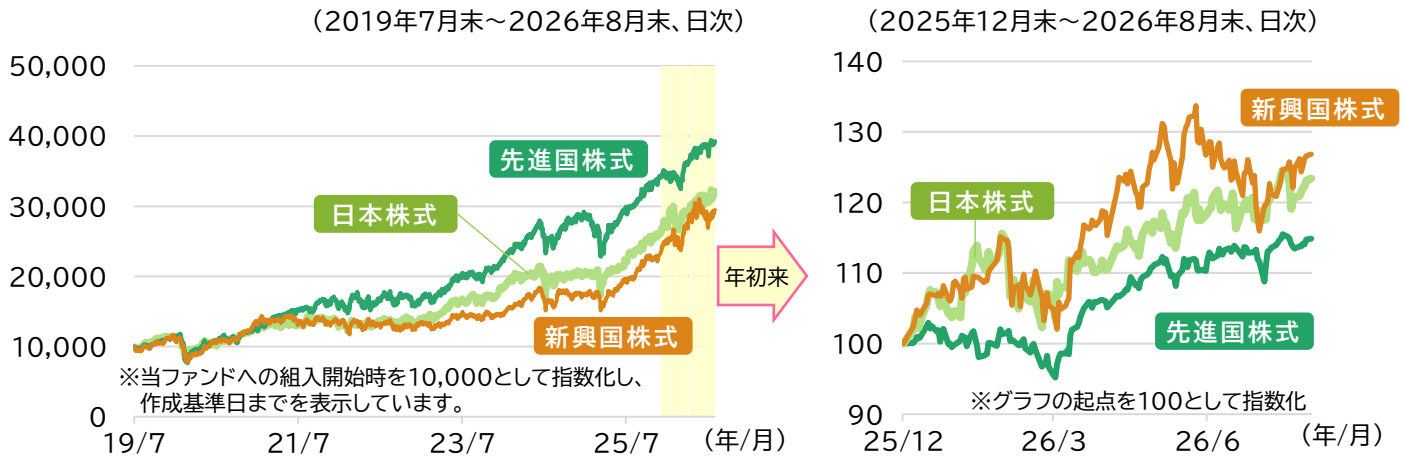
先進国株式（日本除く）1,115銘柄
外国株式インデックス マザーファンド
MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出

日本株式 1,626銘柄
国内株式インデックス マザーファンド
TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

※指数の詳細はP5をご参照ください。
※組入比率は端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。

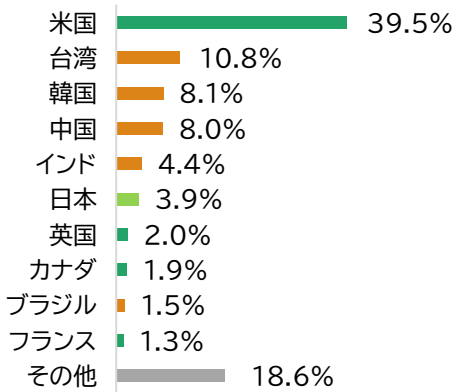
当ファンドの主要投資対象ファンドは、「日本」「先進国（日本を除く）」「新興国」の株式に、それぞれの経済規模（GDP）の比率をもとに決定した基本組入比率に沿って投資します。2026年1月から8月末にかけては、日本、先進国、新興国がそろって上昇し、基準価額も上昇しました。

主要投資対象ファンドの組入マザーファンドの基準価額の推移



※先進国株式：外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式：新興国株式インデックスマザーファンド、日本株式：国内株式インデックスマザーファンド。

主な組入上位国・地域



組入上位10銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	台湾セミコンダクター・マニュファクチャリング	台湾	半導体・半導体製造装置	6.0%
2	エヌビディア	米国	半導体・半導体製造装置	3.0%
3	アップル	米国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.8%
4	サムスン電子	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.8%
5	マイクロソフト	米国	ソフトウェア・サービス	2.1%
6	SKハイニックス	韓国	半導体・半導体製造装置	2.1%
7	アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス流通・小売り	1.5%
8	アルファベット クラスA	米国	メディア・娯楽	1.2%
9	テンセント・ホールディングス	中国	メディア・娯楽	1.1%
10	ブロードコム	米国	半導体・半導体製造装置	1.0%

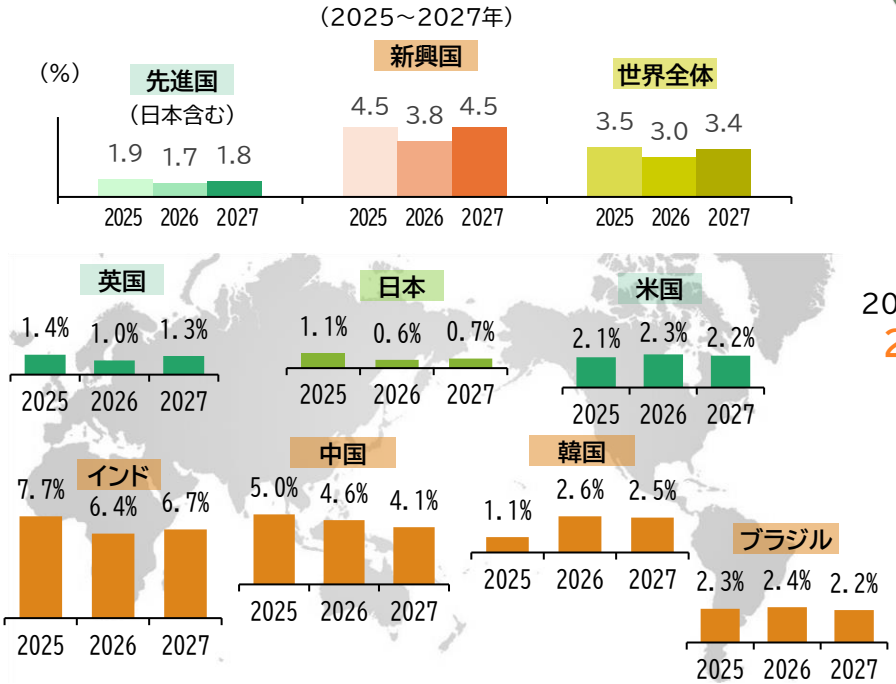
※主な組入上位国・地域、組入上位10銘柄は2026年8月末現在、対純資産総額比。国・地域は、先進国株式（日本含む）は発行市場による分類、新興国株式は発行企業のリスク所在国による分類です。ただし、ETFは発行市場による分類です。端数処理の関係で合計値が100%とならない場合があります。
※上記データは当ファンドの主要投資対象ファンドである世界株式ファンド（適格機関投資家専用）に関する作成基準日時点の内容です。これらは、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供に基づき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。
（出所）三井住友トラスト・アセットマネジメントのデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成。

当資料のお取扱いについては6ページのご留意事項をご覧ください。

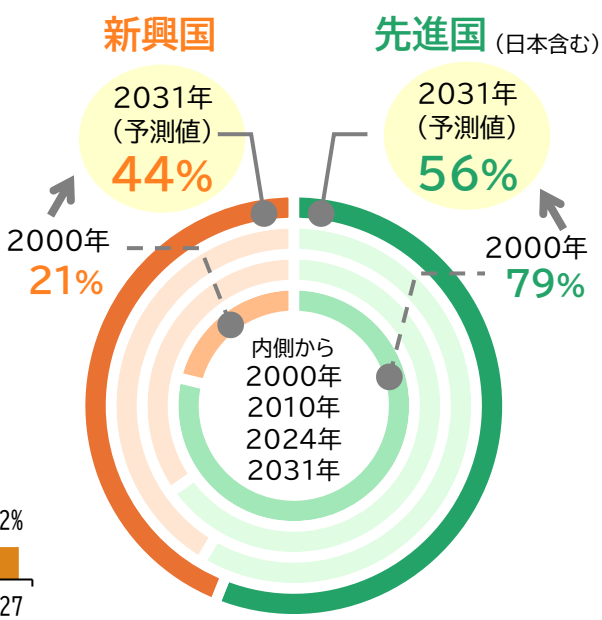
IMF（国際通貨基金）の世界経済見通し

2026年7月にIMFは、中東情勢は2027年3月ごろに落ち着くと想定し、今年の世界全体の経済成長率（実質GDP成長率（前年比））は3.0%に減速した後、2027年は3.4%まで回復すると発表しました。
世界経済は、中東情勢を背景としたエネルギー価格の上昇が重荷となる一方、AIの普及・活用拡大を背景とするテクノロジー関連需要の増加が成長を支える構図となっています。中東情勢の再燃や金融市場の調整などには引き続き注意が必要ですが、中長期的にはAIをはじめとする技術革新や関連投資の拡大が、生産性向上や需要創出を通じて世界経済を下支えすると期待されています。また、新興国は人口増加による消費拡大が続くとみられ、相対的に先進国を上回る成長率が期待され、名目GDPの割合の拡大も続くと予想されます。

主な経済成長率（実質GDP成長率（前年比））の見通し



世界の名目GDPの先進国と新興国の割合



先進国

先進国全体では、2026年が1.7%（前回（2026年4月）比▲0.1%）、2027年は1.8%（前回比＋0.1%）でした。

米国は、2026年は2.3%の据え置き、2027年は2.2%（前回比＋0.1%）に上方修正されました。財政政策やテクノロジー関連の事業投資と生産性の高さに支えられているうえ、純エネルギー輸出国であることから、中東情勢緊迫化の影響は限定的とされています。

英国は、2026年は1.0%へ減速するものの、エネルギーショックの収束にともない、2027年には1.3%へ回復することが予想されています。

日本は、政府の支援策によってエネルギー価格上昇の影響は抑えられ、またエネルギーショックの収束にともない、2027年には成長率が回復することが見込まれています。

新興国

新興国全体では、2026年が3.8%（前回比▲0.1%）、2027年は4.5%（前回比＋0.3%）でした。

韓国や東南アジアでは、世界的なAI関連需要の拡大が追い風となり、中東情勢にともなうエネルギー価格上昇の影響を受けつつも、総じて堅調な成長が見込まれています。

中国は、エネルギー価格の上昇長期化や構造的な逆風を背景に成長の減速が見込まれるものの、2026年は4.6%と、前回予想の4.4%から上方修正されています。

インドは、引き続き主要国の中で最も高い成長率が見込まれており、堅調な民間消費とサービス部門の拡大を背景に、2026年は6.4%と予測されています。

中南米地域では、ガソリン小売価格の上昇がアジアほど大きくなく、**ブラジル**は底堅い成長を維持すると見込まれています。

※主な経済成長率（実質GDP成長率（前年比））の見通しおよび上記コメント内の2026年および2027年は予測値。世界の名目GDPの先進国と新興国の割合の2031年は予測値。
（出所）IMF「世界経済見通し（2026年4月および7月改訂）」のデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成。

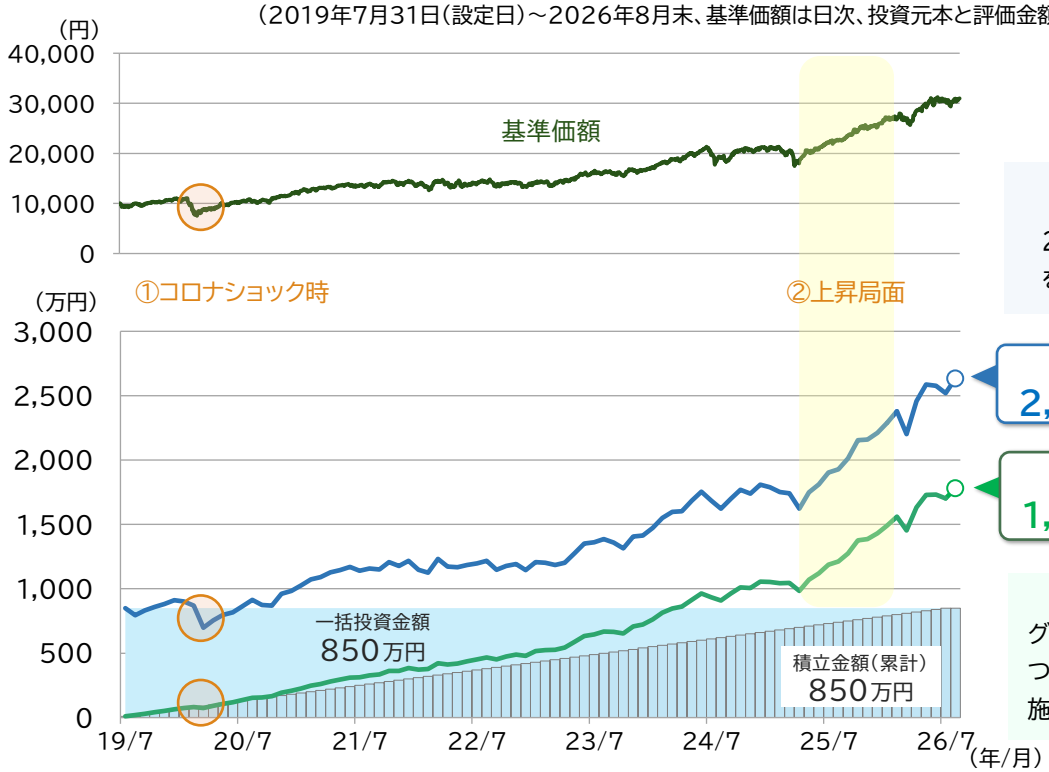
当資料のお取扱いについては6ページのご留意事項をご覧ください。

ご参考：当ファンドで“一括”“積立”投資をした場合のシミュレーション

- 当ファンドは2019年7月の設定以来、コロナ・ショックなどにより短期的に下落する場面はありましたが、中長期的には上昇してきました。そのような中、当ファンドに“一括投資”と“積立投資”をした場合のシミュレーションについてご紹介させていただきます。

2019年7月（設定日）からの当ファンドの基準価額および“一括”“積立”投資をした場合の投資元本と評価金額の推移

（2019年7月31日（設定日）～2026年8月末、基準価額は日次、投資元本と評価金額は月次）



一括投資の条件
2019年7月末に、850万円を一括で投資

一括投資の評価金額
2,632万円（+209.7%）

積立投資の評価金額
1，779万円（+109.4%）

積立投資の条件
グラフ期間の毎月末に10万円ずつ積立投資（最終月は除く）を実施、積立金額（累計）は850万円

①コロナ・ショック時の損益
（設定～2020年3月末）

一括投資 ：	▲153万円
積立投資 ：	▲16万円

コロナショック時は、投資時期を分散する積立投資は、投資開始直後の大幅な下落による影響を抑える効果がみられました。

②上昇局面の収益
（2025年4月末～2026年2月末）*

一括投資 ：	＋756万円
積立投資 ：	＋575万円

2025年4月末から2026年2月末にかけての基準価額の上昇局面では、投資資金を早期に市場へ投入できる一括投資の優位性がみられました。

当該グラフ期間では“一括投資”“積立投資”ともに最終的な評価金額はプラスとなりました。
下落局面では積立投資の損失が相対的に抑えられる傾向がみられた一方、市場の回復局面では一括投資が力強く回復しました。

POINT

総投資金額が同じ場合でも、一括投資と積立投資では投資に回る金額と時間が異なるため、パフォーマンスに差が生じます。
中長期的な**基準価額の成長を見込み、リターンの最大化をめざす場合には、“一括投資”**が有効な選択肢となる可能性があります。
一方、**基準価額の振れ幅を見据え、投資後の大幅な値下がりが不安な方や、高値づかみのリスクを抑えたい方には、**投資時期を分散する**“積立投資”**が有効な選択肢となる可能性があります。

＊基準価額の月次騰落率が連続でプラスの期間。上昇局面の例として示しており、上昇局面のすべてではありません。
※上記の結果はあくまで一例であり、市場環境や値動きによっては異なる結果となる可能性があります。また、将来の相場動向を正確に予測することはできません。そのため、「期待する収益水準」「投資期間」「投資可能金額」などを踏まえ、ご自身に合った投資手法を選択することが重要です。
※上記を算出するにあたり、基準価額（信託報酬控除後）を使用しています。騰落率は、実際の投資者利回りとは異なります。また、売買に係る費用、税金等は考慮しておりません。上記は所定の前提条件で算出したシミュレーションであり、実際の運用成果とは異なります。また、過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。評価金額および上昇局面の収益の万円未満は切り捨て、コロナ・ショック時の損益は万円未満を切り上げて表示しています。評価金額の収益率は、万円未満の切り下げ前の値を用いて算出しています。また、評価金額および投資元本の総額は2026年8月末現在です。

当資料のお取扱いについては6ページのご留意事項をご覧ください。

ファンドの投資リスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク、有価証券の貸付等にかかるリスク

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ご購入の際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ

信託期間	無期限(2019年7月31日設定)
決算日	毎年4月15日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日　・ロンドン証券取引所の休業日　・香港証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日　・ロンドンの銀行休業日　・香港の銀行休業日
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

※「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(以下、「配当込みTOPIX」という。)の指数値および配当込みTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよび配当込みTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。国内株式インデックス マザーファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、同ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

※「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権およびその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当資料のお取扱いについては6ページのご留意事項をご覧ください。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品説明等にかかる費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンド(a)	純資産総額に対して年率0.473%(税抜0.43%) 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。
	投資対象とする投資信託証券(b)*1	純資産総額に対して年率0.165%(税込) ※別途、有価証券貸付に伴う品貸し料の一部が信託報酬としてかかる場合があります。
	実質的な負担(a+b)*2	純資産総額に対して年率0.638%程度(税込) ※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。
その他の費用・手数料	有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用、投資対象ファンドの解約にともなう信託財産留保額等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します(投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

＊1 ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。
＊2 ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆さまが実質的に負担する信託報酬率になります。
※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

委託会社およびファンドの関係法人

■ 委託会社　スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社［ファンドの運用の指図］
　　金融商品取引業者　：関東財務局長(金商)第2831号
　　加入協会　：一般社団法人資産運用業協会
　　ホームページ　：https://www.soam.co.jp/
■ 受託会社　三井住友信託銀行株式会社［ファンドの財産の保管および管理］
■ 販売会社　当ファンドの販売会社については【販売会社一覧】をご覧ください。[募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付等]

販売会社一覧

商号等		登録番号	加入協会	
			日本証券業協会	一般社団法人金融先物取引業協会
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者　京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者　きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者　きらぼしライフデザイン証券株式会社) (オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○

※上記は2026年8月末現在の情報であり、販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合があります。

【ご留意事項】
◆ 当資料はスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法にもとづく開示書類ではありません。
◆ ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
◆ 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクをともないます。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
◆ 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
◆ 当資料は信頼できると判断した各種情報等にもとづき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
◆ 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータにもとづき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。
◆ 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。

投資信託約款の変更について

当ファンドにつきましては、2026年9月24日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款（以下、「約款」といいます。）の変更に係る書面決議を2026年11月4日付でおこないました。その結果、議決権を行使することが出来る受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たことにより、以下の通り約款の変更をおこなうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、約款の変更適用日である2027年1月18日付をもって当ファンドの委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」へ変更することとなりました。当ファンドの2027年1月18日以降の有価証券届出書の内容は同日を効力発生日として「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」より提出される有価証券届出書にてご確認ください。

1. 約款変更の内容および理由

（1）委託者の変更

当ファンドの委託者である弊社は2027年3月末を目途に業務の終了を予定しているため、委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、約款変更をおこなうこととなりました。

変更後に委託者となる予定の三井住友トラスト・アセットマネジメントの概要は以下の通りです。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018 年 10 月 1 日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約 111 兆円規模の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。
所在地：東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
資本金：20 億円、役職員数：714 名
※2026 年 3 月末現在

これに伴い、当ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（2）投資対象ファンドの変更および商品性の改善

委託者の変更後、当ファンドが組入れている三井住友トラスト・アセットマネジメントが設定・運用する「世界株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下現行主要投資対象ファンド）を段階的に売却し、現行主要投資対象ファンドが投資しているマザーファンドへの直接投資に切り替えるとともに、商品性を改善するための約款変更をおこないます。

① 委託者変更時の約款変更

ア. 当ファンドがマザーファンドに直接投資できるように投資対象ファンドにマザーファンドを追加します。
イ. 現行主要投資対象ファンドが償還した場合、当ファンドも償還することとなっている規定を削除します。
ウ. 当ファンドのマザーファンドへの直接投資開始に伴い、マザーファンドにおいて実施する株式の貸付取引に係る収益の一部（50%未満）を当ファンドの信託報酬として収受させて頂くため、信託報酬に係る規定を変更します。

② 現行主要投資対象ファンド売却完了時の約款変更

ア. 当ファンドの投資対象ファンドから現行主要投資対象ファンドを削除します。

イ. 信託報酬率および購入・換金手続き等を下表の通り変更します。なお、約款に規定する当ファンドの信託報酬率は引上げとなりますが、投資対象ファンドの信託報酬を含めた受益者の皆様の実質的なご負担は低下します。

	変更前	変更後
運用管理費用 (信託報酬)*	当ファンド(A) 0.473%(税込) 投資対象とする 投資信託証券(B) 0.165%程度(税込) 実質的な負担(A+B) 0.638%程度(税込)	当ファンド(A) 0.605%(税込) 投資対象とする 投資信託証券(B) 0.000%程度(税込) 実質的な負担(A+B) 0.605%程度(税込)
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が別途規定する海外休日の場合	申込日当日が別途規定する海外休日の場合
換金代金	換金申込受付日から起算して 8 営業日目からお支払い	換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払い

*株式の貸付取引に係る信託報酬については記載を省略しています。

＜現行主要投資対象ファンドからマザーファンドへの切り替えイメージ＞

■変更前

グローバル株式ファンド（愛称:The GDP） ⇒ 世界株式ファンド（適格機関投資家専用）
⇒ 国内株式インデックス マザーファンド
⇒ 外国株式インデックス マザーファンド
⇒ 新興国株式インデックス マザーファンド

■変更後(委託者変更時)

グローバル株式ファンド（愛称:The GDP）
⇒ 世界株式ファンド（適格機関投資家専用）
⇒ 国内株式インデックス マザーファンド
⇒ 外国株式インデックス マザーファンド
⇒ 新興国株式インデックス マザーファンド
⇒ 国内株式インデックス マザーファンド
⇒ 外国株式インデックス マザーファンド
⇒ 新興国株式インデックス マザーファンド

■変更後(現行主要投資対象ファンド売却完了時)

グローバル株式ファンド（愛称:The GDP）
⇒ 国内株式インデックス マザーファンド
⇒ 外国株式インデックス マザーファンド
⇒ 新興国株式インデックス マザーファンド

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

2. 約款変更日および変更適用日

(1) 上記「1.(1)および1.(2)①」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年1月18日より適用します。

(2) 上記「1.(2)②」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年3月31日より適用します。

「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」

変更日:2026 年 11 月 6 日　変更適用日:2027 年 1 月 18 日

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>運用の基本方針
2.運用方法
(1)投資対象
「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。
この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度
①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、日本、先進国及び新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。
・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。
・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除きます。)、新興国の GDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率に基づき決定します。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は、年 1 回見直しを行います。
・各主要投資対象ファンドは、インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
<table><tr><th>主要投資対象ファンド</th><th>インデックス</th></tr><tr><td>国内株式インデックス マザーファンド</td><td>TOPIX(東証株価指数)(配当込み)</td></tr><tr><td>外国株式インデックス マザーファンド</td><td>MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)</td></tr><tr><td>新興国株式インデックス マザーファンド</td><td>MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)</td></tr></table>②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④(省 略)</td><td>運用の基本方針
2.運用方法
(1)投資対象
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。
この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。
(2)投資態度
①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本、先進国及び新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。
・主要投資対象ファンドにおいて、主として、「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」の受益証券(以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。)に投資します。
・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除きます。)、新興国の GDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率に基づき決定します。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は、年 1 回見直しを行います。
・各マザーファンドは、インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
<table><tr><th>マザーファンド</th><th>インデックス</th></tr><tr><td>国内株式インデックス マザーファンド</td><td>TOPIX(東証株価指数)(配当込み)</td></tr><tr><td>外国株式インデックス マザーファンド</td><td>MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)</td></tr><tr><td>新興国株式インデックス マザーファンド</td><td>MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)</td></tr></table>②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④(同 左)</td></tr>
<tr><td>(信託の種類、委託者及び受託者)
第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②(省 略)

(信託期間)
第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(運用の指図範囲等)
第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」及び「新興国株式インデックス マザーファンド」並びに「世界株式ファンド(適格</td><td>(信託の種類、委託者及び受託者)
第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
②(同 左)

(信託期間)
第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(運用の指図範囲等)
第 17 条 委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規</td></tr>
</table>

新	旧
機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。	定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
1.～5.(省 略)	1.～5.(同 左)
なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。	なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
②～③(省 略)	②～③(同 左)
(信託報酬等の総額及び支弁の方法)	(信託報酬等の総額及び支弁の方法)
第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。	第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 43 の率を乗じて得た額とします。
1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 43 の率を乗じて得た額	
2.マザーファンド(第 17 条に定める親投資信託をいいます。以下本項において同じ。)において有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料(貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。)とすることができます。以下同じ。)のうち投資信託財産に属するとみなした額に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額	
3.前号において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。	
②～③(省 略)	②～③(同 左)
(投資信託契約の解約)	(投資信託契約の解約)
第 39 条(省 略)	第 39 条(同 左)
②(省 略)	②(同 左)
③(削除)	③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
④～⑦(省 略)	④～⑦(同 左)
(公告)	(公告)
第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。	第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.soam.co.jp/
②(削除)	②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

変更日:2026 年 11 月 6 日　変更適用日:2027 年 3 月 31 日

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2.運用方法	2.運用方法
(1)投資対象	(1)投資対象
「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。	「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」、「新興国株式インデックス マザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。
この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。	この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。
なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。	なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>(2)投資態度
①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、日本、先進国及び新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。

・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除きます。)、新興国の GDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率に基づき決定します。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。

・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は、年 1 回見直しを行います。
・各主要投資対象ファンドは、インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
<table><tr><th>主要投資対象ファンド</th><th>インデックス</th></tr><tr><td>国内株式インデックス マザーファンド</td><td>TOPIX(東証株価指数)(配当込み)</td></tr><tr><td>外国株式インデックス マザーファンド</td><td>MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)</td></tr><tr><td>新興国株式インデックス マザーファンド</td><td>MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)</td></tr></table>②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④(省 略)</td><td>(2)投資態度
①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、日本、先進国及び新興国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。
・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。
・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は、日本、先進国(日本を除きます。)、新興国の GDP(Gross Domestic Product(国内総生産))総額の比率に基づき決定します。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。
・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は、年 1 回見直しを行います。
・各主要投資対象ファンドは、インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
<table><tr><th>主要投資対象ファンド</th><th>インデックス</th></tr><tr><td>国内株式インデックス マザーファンド</td><td>TOPIX(東証株価指数)(配当込み)</td></tr><tr><td>外国株式インデックス マザーファンド</td><td>MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)</td></tr><tr><td>新興国株式インデックス マザーファンド</td><td>MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)</td></tr></table>②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④(同 左)</td></tr>
<tr><td>(受益権の申込単位及び価額)
第 13 条(省 略)
②(省 略)
③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。

1.～6.(省 略)
④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
⑤～⑦(省 略)

(運用の指図範囲等)
第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」及び「新興国株式インデックス マザーファンド」並びに「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1.～5.(省 略)
なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
②～③(省 略)

(信託報酬等の総額及び支弁の方法)
第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</td><td>(受益権の申込単位及び価額)
第 13 条(同 左)
②(同 左)
③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。
1.～6.(同 左)
④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
⑤～⑦(同 左)

(運用の指図範囲等)
第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「国内株式インデックス マザーファンド」、「外国株式インデックス マザーファンド」及び「新興国株式インデックス マザーファンド」並びに「世界株式ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
1.～5.(同 左)
なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。
②～③(同 左)

(信託報酬等の総額及び支弁の方法)
第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</td></tr>
</table>

新	旧
1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 55 の率を乗じて得た額 2.～3.(省 略) ②～③(省 略) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(省 略) ②～③(省 略) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(省 略) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(省 略) ②～③(省 略) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～6.(省 略) ⑥～⑦(省 略)	1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 43 の率を乗じて得た額 2.～3.(同 左) ②～③(同 左) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(同 左) ②～③(同 左) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、8 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(同 左) (投資信託契約の一部解約) 第 37 条(同 左) ②～③(同 左) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 1.～6.(同 左) ⑥～⑦(同 左)